

別記様式（第3条、第4条関係）

被 処 分 者	認 定 の 番 号 ・ 届 出 書 の 受 理 番 号	新潟県公安委員会 第46000377号
	氏 名 又 は 名 称	羽田 明彦
	代 表 者 の 氏 名	羽田 明彦
	主たる営業所の所在地	新潟県五泉市高山 1382 番地 2
	処分に係る営業所、 基地局又は待機所 の名称及び所在地	SSサポート 新潟県五泉市高山 1382 番地 2
処 分 年 月 日	令和8年4月22日	
処 分 内 容	営業停止命令（6月） 令和8年 5月6日から 令和8年 11月5日までの間	
処 分 理 由 ・ 根 拠 法 令	<ol style="list-style-type: none"> 1 処分理由 名義貸し禁止違反 2 根拠法令 警備業法第13条 	
処分を行った公安委員会	新潟県公安委員会	